

国民年金保険料の一部免除を受けたときは残りの保険料の納付を忘れずに!

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

国民年金保険料の一部免除

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の四段階があります。このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。

この一部免除を受けた残り



の保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。
この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまうので、注意が必要です。

●平成28年度の場合

- ・4分の3免除を受けた場合
保険料額は月額4070円
 - ・半額免除を受けた場合
保険料額は月額8130円
 - ・4分の1免除を受けた場合
保険料額は月額1万2200円
- 毎月の保険料は、翌月の末日までが納期限です。忘れずに納めましょう。

行政に関わる くらの無料 相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。事前の予約は不要です。

■日時 10月15日(土)

■場所 9時30分〜12時
母と子の館 研修室

■問合せ 北海道行政書士会
室蘭支部(☎76-3538・担当後藤)／役場住民課

■主催 住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)
北海道行政書士会
室蘭支部



行政相談所を 開設します

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

10月17日から始まる「行政相談週間」に合わせて行政相談所を開設します。

行政相談委員は、皆さんが暮らしの中で役所の仕事につ

いて困っていることや、分からないことについて、公平な立場で問題解決のお手伝いをしております。
相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に是非お気軽にご相談ください。

△虹田地区▽

■日時 10月17日(月) 13時〜16時

■場所 虹田ふれ合いセンター

△洞爺地区▽

■日時 10月17日(月) 13時〜16時

■場所 洞爺総合センター

◆相談内容

登記、供託、戸籍、金融、税金、贈与、道路、年金、法律、労働問題、不動産取引、官公署への書類提出、行政一般
相談は、電話でも随時受け付けています。

◆行政相談委員

△虹田地区▽ 増山和世(☎76-2440)
△洞爺地区▽ 近藤利男(☎82-5409)

無料法律相談会 開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。
必ず2日前の17時までに事前予約してください。定員(3人)になり次第締め切ります。

■日時 ①10月20日(木) ②11月17日(木) 13時30分〜15時

■場所 ①②虹田ふれ合いセンター

■担当 ①奈良泰哉弁護士(奈良弁護士事務所)

②高村真人弁護士(むろらん法律事務所)

